

# 規 約

- 1、 育成会会則
- 1、 団規約
- 1、 団則
- 1、 会計規則
- 1、 保護者会規約
- 1、 スカウト表彰規定

令和7年4月13日改訂

日本ボーイスカウト 大阪連盟  
みしま地区 摂津第3団

# 日本ボーイスカウト大阪連盟 摂津第3団育成会会則

## 第1条（名称）

本会は、日本ボーイスカウト大阪連盟摂津第3団育成会と称す。

## 第2条（目的）

本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規程に定める、育成会の精神に則り日本ボーイスカウト大阪連盟摂津第3団の健全な育成に協力し、これを後援する目的とする。

## 第3条（会員）

本会の会員は正会員、賛助会員の2種類に分ける。

- 1、正会員 日本ボーイスカウト大阪連盟摂津第3団に属する、隊員の保護者及び団役員。
- 2、賛助会員 本会の目的に賛意を持ち、随時後援するもの。

## 第4条（会議）

- 1、総会は本会最高の協議機関であり、毎年1回原則として3月末から4月上旬に開催する。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2、総会の決議にあたっては、出席者の過半数の賛成を要する、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3、総会は育成会会長が召集する。ただし団委員会は総会召集の請求を、会長にすることができる。
- 4、総会の議長は育成会会長がこれを指名する。

## 第5条（役員）

総会において会員の互選により選出する。

- 1、育成会会長 1名 会務を統括し本会を代表とする。  
育成会副会長 1名 （おくことができる）育成会会長が指名する。
- 2、会計委員 1名 本会の会計を担当する。

## 第6条（役員の任期）

役員の任期は1カ年とする。ただし再任を妨げない。

会計委員に関しては、1カ年で再任を妨げないとするが、3年までとする。

## 第7条（会計年度）

毎年4月1日から始め翌年3月31日を以て終わる。

## 第8条（付則）

この会則は昭和56年12月20日から実施する。

# 日本ボーイスカウト大阪連盟 摂津第3団 団規約

## 総則

- 1、本団は日本ボーイスカウト大阪連盟摂津第3団と称し、団本部を大阪府摂津市正雀4丁目9-28 摂津市立安威川公民館内に置き、通帳の住所は会計宅に置く。
- 2、この団は、ボーイスカウト運動を通じて、青少年がその自発的活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕得る能力と、人生に有用な技能を体得し、かつ誠実、勇気、自信、及び国際愛と人導主義を把握し、「実践し得るよう教育する」をもって目的とする。
- 3、本団は摂津市の有志及び隊員の保護者により成る育成会によって維持する。
- 4、本団は特に規定のない限り、ボーイスカウト日本連盟教育規程によって運営される。
- 5、本団の構成員は日本ボーイスカウト大阪連盟摂津第3団に属する隊員とし、通常の運営は、団委員及び、各隊指導者（副長以上）によって行われる。

## 団委員及び隊指導者

- 6、本団には、次の団役員を置く。

団委員長	1名	副団委員長	若干名（事務局長含）
会計	若干名	まつり実行委員長	1名
団委員	若干名		

（みしま地区委員会改正に合わせて変更とする。公民館など）

各隊長	1名	各隊副長	若干名
デンリーダー	若干名	インストラクター	若干名

- 7、（団委員及び、隊指導者の任命）

本団の団委員は育成会総会の議を経て、育成会長が任命し、各隊の指導者は団委員長が任命する。

- 8、（指導者としての心得）

本団の団委員及び各隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ隊員とその父母（保護者）の信を託するに足り、社会の信望に応えなければならない。

- 9、（団の政治活動禁止）

団はいかなる政治団体に対しても、これを支持せず、また制約を受けない。何人といえども団を政治目的のために利用することは許さない。

#### 10、(団役員登録費)

団役員は、登録費用として2,000円を団に納入する。

但し、現スカウト保護者の役員は免除とする。

ローバースカウトも団役員同様とし、2,000円を団に納入する。

#### 団委員会、団会議

##### 11、(団委員会の任務)

団委員会は次の事項を管掌する。

- 1、団の資産を管理する。
- 2、団の財政について責任を持つ。
- 3、各種行事の実施について便宜をはかる。
- 4、各隊の隊長、副長、準指導者の選任を行う。
- 5、団の加盟登録に責任を持つ。
- 6、スカウティングの主旨の普及につとめる。

団委員会はスカウトの実際の訓練には関与しない。ただし、特殊の事情が発生した場合は、団会議の議を経て指導面の援助を行なう。

- 7、団内スカウトの入隊入団を管理する。
- 8、団内スカウトの進歩をはかる。
- 9、団内スカウトの健康と安全を管理する。

##### 12、(団会議)

団会議は団の全般にわたる事項を協議するため、団委員長(副団委員長)、各隊指導者によって構成され、事務局が召集し、

団委員長がその議長となる。又、団委員長が欠席する場合は、副団委員長及び事務局がこれを代行するものとする。

#### 隊員の入隊、転入(移籍)

##### 13、本団の隊員として入隊するものは、次に掲げるものとする

- 1、身体健康で精神に異常がなく、保護者がボーイスカウト運動を理解して、入隊の同意を得た者。
- 2、入隊の考査に合格し“ちかい”(ボーイ隊以上)、“やくそく”(ビーバー隊、カブ隊)の実践を誓えるもの。
- 3、保護者が入団金、育成会費、隊費の納入ができて保護者会等の集会に出席できること。
- 4、保護者や入隊しようとしている隊員は、刺青をしている方、現スカウトへの威嚇ととられる方、反社会勢力の方(暴力団舎)は入隊できない。

※より良い青少年を育成する団体での活動にふさわしくない方など

##### 14、(隊員募集の時期)

隊員の募集は活動本部としている安威川公民館の行事参加時に行う。

その募集人員は、団会議・団委員会の協議の上決定する。

15、(移籍及び途中入隊者)

他団からの転入(移籍)と途中入隊は、隊の収容能力を勘案し、当該隊長の意見を聴き、団委員会がこれを決める。

16、(隊員募集の原則)

隊員の新規募集は原則として、ビーバースカウト隊をその対象とし、年齢は6才以上(幼稚園年長)を主とする。

17、(退団について)

次年度の登録関係で、その年の11月から12月の集会内に連絡すること。

ビーバー隊、カブ隊に関しては、保護者より隊長へ連絡し、会合を行う。後、事務局発行の退団届を記入の上、決定とする。

ボーイ隊以上に関しては、本人が保護者と相談した後、本人が隊長に連絡し、会合を行う。

後、事務局発行の退団届を記入の上、決定とする。

団委員、指導者に関しては、団委員長と会合を行う。

後、事務局発行の退団届を記入の上、決定とする。

18、(個人情報について)

別途、「ボーイスカウト摂津第3団における個人情報の取り扱いについて」に沿って行う。

19、(肖像権について)

別途、ボーイスカウト摂津第3団における「肖像権」に対するお願いについてに沿って行う。

20、(LINE 規程について)

別途、LINE 運用規程に沿って行う。

21、(設立年月日)

本団の設立年月日は昭和56年12月20日とし、本団則は昭和56年12月20日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

大阪府摂津市正雀本町 1-21-20-2F

団委員長 三好 俊範

# 日本ボーイスカウト摂津第3団 団及び同育成会 会計規則

## (総則)

- 1、この規則は日本ボーイスカウト摂津第3団の会計について定めたものである。

## (合併会計)

- 2、育成会及び団の財政は、スカウト教育及び関係者の親睦のために運用されるもので、その目的と事業は基をひとつにするものであるため、その会計は合併して処理する。

## (運営)

- 3、育成会及び団会計（以下本会計という）の運営に関しては団委員会が責任をもつ。

## (担当者)

- 4、本会計は団会計委員がこれを行なう。

## (会計年度)

- 5、本会計は4月1日から翌年3月31日までをもって1会計年度とする。

## (収入源)

- 6、本会計の収入源は次の通りとする。

- |         |            |           |
|---------|------------|-----------|
| ① 育成会費  | ② 入団金      | ③ 助成金     |
| ④ 行事参加費 | ⑤ 貯金利子等雑収入 | ⑥ イベント収益費 |

## (育成会費、隊費)

- 7、スカウト1名につき年間

・育成会費 22,000円 ・隊費 26,000円徴収する。

育成会費内訳は、連盟、地区等の登録費、育成補助費用など

隊費内訳は、活動費用及びサマーキャンプ費用を含む

※団役員をされる家庭に関しては下記の通り育成会費を減免とする。

・隊指導者 10,000円 ・団委員 12,000円とする。

・隊長 6,000円

※冬期特別隊集会は、環境等で費用が変動するため、別途請求とする。

徴収方法は、基本、半期（3月～5月、9月～10月）ごとに

半額徴収とする。月払いも可とするが、最終2月までに納入とする。

ただし、保護者会が主とする収益がないもしくは、少額の場合、不足分の徴収（追加育成会費）をお願いすることがある。

途中入隊の場合、育成会費は、全額納入とし、隊費用は予算割とする。

※日本連盟登録が2月のため、団登録業務を事前に行うので、

その年の11月集会から12月集会までに申し出がない限り、自動継続

登録とする。途中退団となった場合も年間費用として計上のため、

年間分の納入は必須とする。

(入団金)

- 8、入団金は子弟が仮入隊する時に、その父母、保護者が納入する。入団金は 5,000円とする。但し、同家族の3人目以降は免除とする。同時に同家族が入隊する場合は、2人目も免除とする。

(助成金)

- 9、助成金、補助金及び寄付金は育成会員、及び団関係者並びに、地域内の賛助者等から、受ける。ただし、寄付金などを募集する場合は、日本連盟教育規程に則って、これを行うものとする。

(行事参加費)

- 10、育成会及び、団並びに各隊の経費は、前3ヶ条の収入によって支弁することを原則とするが、舎営、野営その他行事に臨時費用が必要な場合は、参加者から行事参加費を徴収することがある。ただし、隊長、副長、デンリーダー、インストラクターは除く、また不参加の場合は徴収した、行事参加費の内2/3を返済し、残り1/3は隊費に繰り入れるものとする。

(雑収入)

- 11、貯金利子その他雑収入は本会計に繰り入れる。

(予算)

- 12、本会計の予算は団委員会と団会議で編成し、団委員会で決定するものとする。

(補正予算)

- 13、予算を修正する必要の生じた場合は、補正予算を計上し、団委員会の承認を得るものとする。

(緊急支出)

- 14、予算外であっても緊急止むを得ず、支出する場合は、団委員長と団会計委員の協議によって決定し、次の団委員会で承認を得るものとする。

(証拠書類)

- 15、本会計の支出にあたっては、証拠書類として、支出先の発行する領収書を必要とする。ただし、やむを得ず、領収書が得られない場合は、団委員長又は、団会計委員の承認する書類をもって、これを代えることが出来る。

(保存)

- 16、本会計に関する帳簿書類等は、3年間保存することを要する。

(決算)

- 17、本会計の決算は年1回年度末をもって行い、団会計委員が決算書を作成し、団委員会の承認を得るものとする。

(監査)

- 18、団委員会は決算に関し、監査役の監査を受け、その結果は育成会定時総会に於いて、報告されるものとする。

(付則)

- 19、この会計規則の変更には、団委員会の承認を要す。
- 20、この会計規則に質疑又は、定めない事項の生じた時は、団委員会で協議して決定する。

## 会計付則

### (慶弔贈呈金)

#### 1、慶事

- 1、みしま地区内の団記念行事（式典）について、当該団より記念行事について、団に出席招待状が発せられた時は、下記により祝意を表す。

出席者・・・当該団の要望にそって

祝電・・・出席がない時団委員長名義で

祝金・・・5,000円（ただし他団との話し合いの上、増額する場合もある。）

- 2、摂津第3団の団役員、隊の指導者の慶事。

本人又は配偶者について、

結婚祝金・・・5,000円

出産祝金・・・5,000円

#### 2、弔事

- 1、摂津第3団関係者にかかわる、弔事については下記により弔意を表わす。ただし、本人の配偶者、同居の両親、同居の兄弟の場合とする。

弔問・・・育成会会長、団委員長又はその代理者が弔問する。

弔電・・・育成会会長名義で、ただし同居の兄弟の場合とする。

香典・・・(イ) 5,000円 団関係者の本人配偶者、スカウトと同居の両親。

(ロ) 5,000円 団の役員あるいは隊の指導者と同居の両親スカウトと同居の兄弟。

#### 3、見舞

摂津第3団のスカウト、隊の指導者、団の役員が病気又は、事故により重症又は、長期にわたり療養を要する場合。

慰問・・・団の役員又は、その代理が慰問する。

見舞金・・・(イ) スカウト活動時における事故

1ヶ月未満・・・3,000円

1ヶ月以上・・・5,000円

(ロ) 病気 1ヶ月以上・・・3,000円

見舞金は品物に代えることができる。

慶弔見舞に関して、特別の場合には団委員会で協議の上、上記各項の規定に拘らず適宜処理することが出来る。

#### 4、制服費

団指導者（隊長、副長、団委員）の役務を委嘱する時は初回、以降10年毎に限り、次の通り制服費を支給する。

（1）制服補助は団より半額とする。

（2）制服範囲

◇指導者初回就任時に限り制服の範囲を下記の通りとする。

1・・・ハット 2・・・制服（上下） 3・・・ベルト

◇チーフリング、団号章など記章類は支給とする。

◇チーフは、ボーイスカウト隊以上のスカウトと団役員が着用する。

1枚1000円 団販売にて購入とする。

◇年功章に関しては、支給するが可能な限りリサイクル願う。

なお退任時には使用可能な限り、寄付する事を希望する。

デンリーダーの制服およびハットは、団より貸与する。

公民館担当団委員の正装は、チーフと団Tシャツ、団帽子とする

（2-1）レンタルについて

ビーバースカウト、カブスカウトの制服レンタルについては団が貸出を行う。

※ビーバー制服（3000円）、カブ制服（5000円）

※レンタルは、制服（上下）、制帽。靴下などの消耗品は購入となります。

ボーイスカウト以上は、スカウト負担とし、レンタル不可とする。

（2-2）作業帽、作業Tシャツについて

団の定めているTシャツを着用可

上記以外は団ワッペンを取付の上、着用可とする。

団ワッペンは、1枚500円とし、団販売にて購入とする。

使用方法として、

1. 団Tシャツとして使用の際、ワッペンは左胸に取付る。

色については、下記の通り。

（無地単色のもの ラインなど不可とする）

リーダー、団委員、保護者は、2種類とする。

ブルー （色彩番号：0000FF）

ホットピンク（色彩番号：FF69B4）

スカウトは、1種類とする。

シーブルー、アクア （色彩番号：00FFFF）

2. 作業帽として使用の際、ワッペンは額中央とする。

色については、下記の通り。

単色 紺色、ネイビー （色彩番号：000080）

## 5、旅費

指導者が団（隊）のスカウト活動に参加するために要する交通費、宿泊費は次の基準にて支弁する。

- (1) 隊長、副長、インストラクターに対しては全額。  
(地区関係は全額とするが、  
隊活動に関しては、各隊リーダー会議にて協議とする)
- (2) 団委員会、団会議の要請によって参加する。育成会員、団委員、その他関係者に対しては地方からの出席に限り、団委員会での協議の上、支弁額を決定する。
- (3) デンリーダーの役務を持って参加するスカウトの保護者に対しては半額。(ただし、カブ隊リーダー会議にて協議とする)
- (4) 当団のスカウト、指導者団の役員がボーイスカウト日本連盟、大阪連盟の行事により海外派遣員となる場合は、参加費の10%を支給する。ただし再渡航の場合は5%とする。  
※その他多額の費用を要する場合は、団委員会で協議の上支弁額を決定する。
- (5) 育成会員及び、団委員がスカウト教育に関する講習会、研修会等に、参加するときの費用は全額支弁する。ただし特に多額を要する場合は、団委員会で協議して決定する。
- (6) 日本連盟、大阪連盟等の大阪府外の行事に関して、スカウト及び隊指導者の参加費の10%程度を支給する。  
※(日本スカウトジャンボリーや国際交流関係とするが、  
団委員会協議の上とする。)

## 6、 野外活動に伴うテント費

一人用テントのリースを行う。

リース費用は、年間1,000円とし、修繕が必要な場合、借用した者が責任をもって行う。

## 7、 この会計付則の変更には団委員会の議決を要す。

## 保護者会規約

### 1、構成

本会は摂津第3団に入隊している保護者で構成する。

### 2、活動（収入事業）

- (1) 本会は隊及び班、組活動に干渉することなく協力する。
- (2) 団及び隊からの要請により協力をする。
- (3) 摂津まつりなどに関しては、  
団で構成する「まつり実行委員会」の要請により必ず協力する。
- (4) その他、公民館まつりなど奉仕要請に協力する。
- (5) ダイエー殿が行うイエローシート事業に協力する。  
毎月11日とする。店舗は、摂津店とする。
- (6) そうめん事業へ協力する

### 3、目的

本会は子供たちの健全な発育を願い、連帯感に基づいて、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

また、団の資金源であるまつり関連の事業に積極的に参加する。

### 4、禁止行為

本会は特定の政党や宗教に偏る事なく、また党利を目的とするような行為は行わない。

### 5、運営

本会は配布金により維持運営するものとし、会場使用の謝礼、勉強会等に使用する。

祭り等の収益をより一層活動しやすい環境作りに団へ繰り入れる。

### 6、任期

本会に次の役員をおき、任期は1ヵ年とし、再任は妨げない。

・各隊代表                      各1名（BVS, CS, BS）

### 7、奉仕

収益事業に関して、団運営の基盤を充実したものにするため、

保護者会員は、必ず参加をし、収益に尽力を願う。

参加できない場合、別途登録費用等の負担をお願いすることがある。

## スカウト表彰規定

- 1、団表彰と地区表彰とに分け、両方同時に受けることが出来る。
- 2、地区表彰は、顕著な進歩をとげたスカウトで、活動への参加成績がすぐれ、他のスカウトの活動を促し、日常生活において範となったスカウト。  
ビーバースカウト、ローバースカウトは表彰対象としない。

「みしま地区規約 名誉に関する規定」

- 3、ビーバースカウトの表彰は下記による。

### (1) 団表彰

ビーバー、ビッグビーバーの該当年齢で出席率が100%のスカウト  
摂津第3団のスカウトとしての下記の出席率以上のスカウト

2年登録スカウト 90%

団会議の推薦のあったスカウト。

- 4、カブスカウトの表彰は下記による。

### (1) 団表彰

うさぎ、しか、くまの該当年齢で出席率が100%のスカウト  
摂津第3団のスカウトとしての下記の出席率以上のスカウト

3年登録スカウト 85%

2年登録スカウト 90%

団会議の推薦のあったスカウト。

### (2) 地区表彰

「くま」スカウトで、活動への出席率が100%に近いスカウト。

- 5、ボーイスカウトの表彰は下記による。

### (1) 団表彰

単年度の出席率が90%以上のスカウト、ただし小学6年生に関しては95%以上のスカウト。(ただし単年度で50%を割った場合は表彰しない)

4年登録スカウト 70%

3年登録スカウト 75%

2年登録スカウト 80%

1年登録スカウト 90%

団会議の推薦のあったスカウト。

菊スカウト章を取得したスカウト。

### (2) 地区表彰

1級スカウト以上で、活動への出席率が95%以上でグリーンバーとしての経験のあるスカウト。

6、ベンチャースカウトの表彰は下記による。

(1) 団表彰

単年度の出席率が80%以上のスカウト。

隼章を取得したスカウト。

(2) 地区表彰

隼章を取得し、活動への出席率が90%以上で公共奉仕や団、地区、

大阪連盟行事等への奉仕活動を経験したスカウト。

7、日々の善行を実践し、スカウト運動の名誉を高め、功績があったスカウトは、地区表彰を行う。原則として日本連盟、大阪連盟表彰（公共奉仕章、人名救助章）の基準に準ずる。

作成	昭和56年12月20日
改訂	昭和60年12月25日
改訂	平成5年9月1日
改訂	平成12年10月1日
改訂	平成15年9月7日
改訂	平成17年10月1日
改訂	平成19年9月29日
改訂	平成22年10月2日
改訂	平成27年3月29日
改訂	平成28年4月10日
改訂	平成29年4月16日
改訂	平成30年4月15日
改訂	令和2年4月12日
改訂	令和3年4月11日
改訂	令和4年4月10日
改訂	令和5年4月8日
改訂	令和6年4月7日
改訂	令和7年4月13日